改正の概要

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領（№40）

１　建設業法施行令の改正に伴うもの

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第３５３号）により、

①　主任技術者等の現場専任が必須となる工事が、請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上から、請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上に改正され、

②　監理技術者の配置が必要になる等の制約がある工事が、下請総額4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上から、下請総額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上に改正され

たことによる、関係条項及び関係様式の改正をする。

２　現場代理人等選任届の改正について

この様式については、山口市工事執行規則からこの要領に移した。

なお、当該様式中、上記１の政令改正に伴う改正のほか、「営業所の専任技術者」の記載欄を設けた。

３　その他について

その他、文言の整理等を行った。

４　施行期日

令和５年１月１日

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領の一部を改正する要領

「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴い、山口市の発注する建設工事について、適正な施工を確保するため施工体制の適正化にむけた取り組みについて、必要な事項を定める。 （施工体制台帳等の提出） 1　「適正な下請契約及び施工体制確保のための指示事項」（別紙１）（以下「指示事項」という。）及び社会保険等未加入対策に関する留意事項（別紙２）（以下「留意事項」という。）等の配布 元請・下請関係の適正化の指導及び啓発を図るため、入札執行者は、入札公告及び指名通知時に指示事項及び留意事項を入札者に示すものとする。また、契約担当者は、市工事の契約の相手方決定後においても、元請業者に対し指示事項及び留意事項を配布するものとする。 (1)「現場代理人等選任届」（**様式第１号**）の提出について 契約金額の大小に関係なく、請負契約書と同時に提出をさせるものとする。 (2)「下請負人届予定表」（**様式第１号の２**）の提出について (ｱ)　対象工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴い、山口市の発注する建設工事について、適正な施工を確保するため施工体制の適正化にむけた取り組みについて、必要な事項を定める。 （施工体制台帳等の提出） 1　「適正な下請契約及び施工体制確保のための指示事項」（別紙１）（以下「指示事項」という。）及び社会保険等未加入対策に関する留意事項（別紙２）（以下「留意事項」という。）等の配布 元請・下請関係の適正化の指導及び啓発を図るため、入札執行者は、入札公告及び指名通知時に指示事項及び留意事項を入札者に示すものとする。また、契約担当者は、市工事の契約の相手方決定後においても、元請業者に対し指示事項及び留意事項を配布するものとする。 (1)「現場代理人等選任届」（**工事執行規則様式第９号**）の提出について 契約金額の大小に関係なく、請負契約書と同時に提出をさせるものとする。 (2)「下請負人届予定表」（**様式第１号**）の提出について (ｱ)　対象工事

全ての工事を対象とし、下請に付する予定の有無に関係なく提出をさせるものとする。 (ｲ)　省略 (3)　省略 (施工体制の点検等) 2　省略 (工事現場等における施工体制の点検等) 3　工事担当課長は契約の適正な履行を確認するため、主任監督員を定め監督員の指導及び施工体制の点検を「工事現場等における施工体制の点検票」により行わせるものとする。(様式第５号) (1)点検対象工事は、請負金額**4,000万円**（建築一式工事は**8,000万円**）以上の工事とし、施工中１回以上実施する。ただし、工事担当課長が必要と認めた場合はこの限りではない。 (2)～(5)　省略 **様式第１号　現場代理人等選任届**　(別紙) 表面　「受注者」の部分 受注者 **所　在　地** **商号又は名称** **代表者職名・氏名**	全ての工事を対象とし、下請に付する予定の有無に関係なく提出をさせるものとする。 (ｲ)　省略 (3)　省略 (施工体制の点検等) 2　省略 (工事現場等における施工体制の点検等) 3　工事担当課長は契約の適正な履行を確認するため、主任監督員を定め監督員の指導及び施工体制の点検を「工事現場等における施工体制の点検票」により行わせるものとする。(様式第５号) (1)点検対象工事は、請負金額**3,500万円**（建築一式工事は**7,000万円**）以上の工事とし、施工中１回以上実施する。ただし、工事担当課長が必要と認めた場合はこの限りではない。 (2)～(5)　省略 **山口市工事執行規則様式第９号**　(別紙) 表面　「受注者」の部分 受注者 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿

裏面最上部 **営業所の専任技術者の氏名**	裏面最上部 （追加）
裏面注書の部分 ４　主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、請負金額が **4,000 万円**（建築一式工事の場合 **8,000 万円**）以上のものである。 ７　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写しを以下に貼付すること。主任技術者、監理技術者補佐、専門技術者及び請負金額が **8,000 万円**未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあっては、次のものを添付すること。 **８　「営業所の専任技術者の氏名」は、山口県内にある建設業法上の営業所における専任技術者を全て記入すること。**	裏面注書の部分 ４　主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、請負金額が **3,500 万円**（建築一式工事の場合 **7,000 万円**）以上のものである。 ７　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写しを以下に貼付すること。主任技術者、監理技術者補佐、専門技術者及び請負金額が **7,000 万円**未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあっては、次のものを添付すること。 （追加）
様式第１号の２　下請負人届予定表（別紙）	**様式第１号**　下請負人届予定表（別紙）
様式第２号　施工体制台帳 表面欄外　（記入要領）の部分 ７　監理技術者にあっては監理技術者資格者証の写しを、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者及び請負金額が **8,000 万円**未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあっては次のものを添付すること。	様式第２号　施工体制台帳 表面欄外　（記入要領）の部分 ７　監理技術者にあっては監理技術者資格者証の写しを、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者及び請負金額が **7,000 万円**未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者にあっては次のものを添付すること。

裏面「２下請負人に関する事項」中「住所　電話番号」の部分

住　　所 電話番号	〒 （**電話**　　－　　－　　）

裏面「２下請負人に関する事項」中「建設業の許可」の部分

建設業の 許　　可	**施工に必要な**許可業種	省略
	工事業	
	工事業	

裏面欄外　※部分

※　［主任技術者**及び**専門技術者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の記入要領］

（次ページにつづく）

裏面「２下請負人に関する事項」中「住所　電話番号」の部分

住　　所 電話番号	〒 （＿＿　　－　　－　　）

裏面「２下請負人に関する事項」中「建設業の許可」の部分

建設業の 許　　可	＿＿＿＿＿許可業種	省略
	工事業	
	工事業	

裏面欄外　※部分

※　［主任技術者**、**　専門技術者**及び健康保険等の加入状況**の記入要領］

様式第３号　工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

下請負人の部分（１２箇所共通）

工事	会社名・事業者ID	
	代表者の氏名	
	建設業許可番号	
	一般建設業又は特定建設業の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

「安全衛生責任者」の行を追加

左下の部分

1次下請の総額	一般　**4,500 万円**未満 特定　**4,500 万円**以上

注　建築一式工事にあって「**4,500 万円**」は「**7,000 万円**」に読み替える。

様式第３号　工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

下請負人の部分（１２箇所共通）

工事	会社名・事業者ID	
	代表者の氏名	
	建設業許可番号	
	一般建設業又は特定建設業の別	一般／特定
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年　月　日～　年　月　日	

左下の部分

1次下請の総額	一般　**4,000 万円**未満 特定　**4,000 万円**以上

注　建築一式工事にあって「**4,000 万円**」は「**6,000 万円**」に読み替える。

様式第４号　再下請負通知書

表面欄外

「(記入要領)」

裏面「２再下請負関係」中「住所　電話番号」の部分

住　　所 電話番号	〒 （**電話**　　－　　－　　）

様式第４号の２　作業員名簿

下部枠内の部分

４　建設業退職金共済制度及び**中小企業退職金共済制度**への加入の有無について、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載すること。

様式第５号　工事現場における施工体制の点検票

２点検内容　②標識等の設置状況の部分

建設業の許可票が公衆の見やすい場所に設置してあるか

２点検内容　欄外※の部分

※１　主任技術者の専任制確認は請負金額が **4,000 万円**（建築一式工事は **8,000 万円**）以上の場合実施

ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない

様式第４号　再下請負通知書

表面欄外

「__記入要領)」

裏面「２再下請負関係」中「住所　電話番号」の部分

住　　所 電話番号	〒 （____　　－　　－　　）

様式第４号の２　作業員名簿

下部枠内の部分

４　建設業退職金共済制度及び**中小企業退職金共済法**　への加入の有無について、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載すること。

様式第５号　工事現場における施工体制の点検票

２点検内容　②標識等の設置状況の部分

建設業の許可票が公衆の見やすい場所に設置してあるか **（下請業者で建設業許可を持っている全ての業者）**

２点検内容　欄外※の部分

※１　主任技術者の専任制確認は請負金額が **3,500 万円**（建築一式工事は **7,000 万円**）以上の場合実施

ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない

別紙３　施工体制台帳チェックリスト

（元請に関する事項）の部分

下請負代金	下請負に付す総額が **4,500 万円**以上（建築一式工事にあっては **7,000 万円**以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。

（下請に関する事項）の部分

下請負代金	（省略）
	下請負に付す総額が **4,500 万円**以上（建築一式工事にあっては **7,000 万円**以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。

別記１　施工体制台帳作成要領

３添付書類の欄外注記の部分

３　請負金額が **8,000 万円**未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者は、②から⑥までのいずれかの書類を提出すること。

別記２　再下請負通知書作成要領

２再下請負関係の(11)の部分

(11)「主任技術者名」欄及び「資格内容」欄

「主任技術者名」欄には、Ｃ社の主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを〇で囲むこと。

別紙３　施工体制台帳チェックリスト

（元請に関する事項）の部分

下請負代金	下請負に付す総額が **4,000 万円**以上（建築一式工事にあっては **6,000 万円**以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。

（下請に関する事項）の部分

下請負代金	（省略）
	下請負に付す総額が **4,000 万円**以上（建築一式工事にあっては **6,000 万円**以上）になる場合、特定建設業の許可はあるか。

別記１　施工体制台帳作成要領

３添付書類の欄外注記の部分

３　請負金額が **7,000 万円**未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない監理技術者は、②から⑥までのいずれかの書類を提出すること。

別記２　再下請負通知書作成要領

２再下請負関係の(11)の部分

(11)「主任技術者名」欄及び「資格内容」欄

「主任技術者名」欄には、Ｃ社の主任技術者の氏名を記入すること。また、「専任・非専任」のいずれかを〇で囲むこと。**特定専門工事で、一定の条件の下、Ｃ社に主任技術者の配置を要しない場合は、Ｂ社の主任技術者の氏名、所属会社名を記入す**

――――― 「資格内容」欄の記入例は１の(12)参照	**ること。** 「資格内容」欄の記入例は１の(12)参照

附　則

この要領は、令和５年１月１日から施行する。